

野田村定住促進事業費補助金（賃貸住宅家賃補助金）

1 交付対象者（平成31年4月1日以降に定住した方）

- (1) 村外からの定住者 ⇒ 野田村に定住することを目的に賃貸住宅に入居した方
- (2) Uターン者 ⇒ 村外に5年以上継続して住所を有した後に転入した方

※注意：対象者に該当していても、下記の場合は交付対象となりません。

- ① 申請者及びその世帯員に義務的納金の滞納がある場合
- ② 過去にこの補助金の交付を受けたことがある者
- ③ 生活保護を受けている者

2 補助金額

補助対象要件		補助金の額
基本額	賃貸住宅に入居する場合	月 家賃の3分の1の額。ただし、1万5千円を限度とする。（算出した補助金の額に百円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）
加算額	次に掲げる場合（ただし、 <u>村営住宅に入居する場合を除く</u> ）	月 家賃の3分の1の額。ただし、5千円を限度とする。（算出した補助金の額に百円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）
	世帯員に義務教育終了前の子を有する場合	
	ひとり親世帯（18歳到達後4月2日を迎える前の子を持つ世帯）	

注：補助対象額には、消費税及び地方消費税額は含みません

3 申請方法

居住した日以降に、別紙申請書に必要事項を記入し、下記書類と一緒に提出してください。

- ① 住民票謄本
- ② 賃貸契約書の写し
- ③ 賃貸住宅の位置図
- ④ その他村長が必要と認める書類

4 補助金交付までの流れ

- ① 申請書＋必要書類（入居日以降）＋通帳の写し提出
⇒ 審査・交付決定通知
- ② 請求書＋家賃の支払いを証明する書類提出
⇒ 審査・補助金交付

※家賃補助は、①、②ともに上半期（4月～9月）、下半期（10月～3月）それぞれの半期ごとに提出が必要です。それぞれを確認したのち、半期分がまとめて交付されます。

5 交付決定の取り直し

- (1) 申請者及びその世帯員が義務的納金を滞納したとき。
- (2) 賃貸借契約を解除したとき。
- (3) 申請者が生活保護を受けたとき。
- (2) 虚偽の申請や不正行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けた時。
- (3) 村長が特に必要と認めるとき。

※交付決定を取り消した場合は、取り直し後の補助金は交付しません。